

総論

第3章 社会的に援護を要する児童のための福祉施策

第1節 保育をめぐる諸問題

保育所の整備は、急速に進められてきており、53年には、施設数20,604か所、定員1,991,405人にまでなっている。

一方、保育需要も依然として強いものがあり、要保育率(就学前児童に対する保育所入所を要する児童の割合)は51年において18.6%、要保育児童は約227万人となっている(第3-1表、第3-2表)。

第3-1表 保育所の施設数、定員数の年次推移

年次 区分	昭和31年	40	45	50	53
保育所数	8,749	11,199	14,101	18,238	20,604
定員	685,332	876,140	1,194,932	1,699,681	1,991,405

資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

第3-2表 要保育率、要保育児童数の年次推移

調査名	調査年月日	要保育率	要保育児童数
市町村別保育整備計画調	39年 6月 1日	12.5%	1,210,431人
全国要保育児童実態調査	42. 8. 1	14.5	1,484,100
保育需要実態調査	51. 7. 1	18.6	2,266,000

以下、保育需要に係わる要因を婦人の就労と家庭、社会環境の変化、そして保育需要の多様化とに分けてみたい。

以下、保育需要に係わる要因を婦人の就労と家庭、社会環境の変化、そして保育需要の多様化とに分けてみたい。

総論

第3章 社会的に援護を要する児童のための福祉施策

第1節 保育をめぐる諸問題

1 婦人の就労

総理府労働力調査によると、有配偶婦人労働者数は年々増加してきており、53年には、1,394万人となり、有配偶婦人労働力率も一時低下したものの、50年から再び上昇に転じ、53年には48.2%となっている(第3-3表)。今後も、教育費、住宅費を中心とする家計負担の増加の中で家計補助的収入を求める労働力の供給側の要因と、弾力的なパート労働力としての婦人労働力への需要増大という需要側の要因があいまって、家庭の主婦層を中心に就業を希望する者の増加が予想される。

第3-3表 女子労働力率の年次推移

第3-3表 女子労働力率の年次推移

区分 年次	女子		未婚女子		有配偶女子	
	実数 (万人)	労働力率 (%)	実数 (万人)	労働力率 (%)	実数 (万人)	労働力率 (%)
昭和40年	1,903	50.6	568	56.4	1,094	49.9
45	2,024	49.9	603	59.4	1,187	48.3
50	1,987	45.7	498	54.4	1,260	45.2
53	2,125	47.4	498	53.5	1,394	48.2

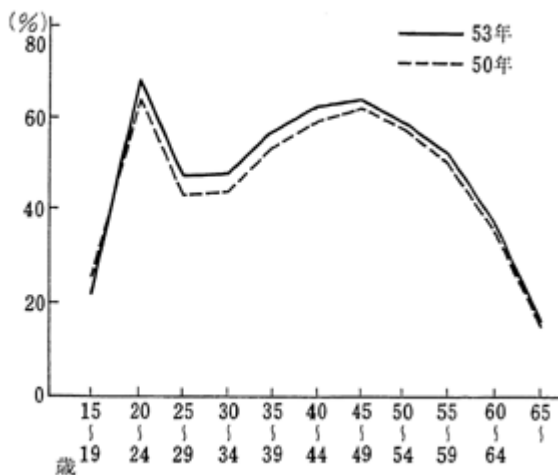
資料：総理府統計局「労働力調査」

(注) 死別、離別者は省略した。

更に、長期的にみた場合、婦人の社会参加意識が高まるにつれて、婦人の就労パターンが変化する兆しがみえてきており、これが保育需要に及ぼす影響も大きいと考えられる。すなわち、従来の女子の就労パターンは、結婚・出産によって退職し育児に専念して、子供への手が離れてから再就職するという一時中断型であり、第3-1図にみるように、M字型を示している。意識としても47年総理府「婦人に関する意識調査」では、「子供ができてずっと職業を続ける」は12%と少数派であり、「子ができたら、職業をやめ、子供が大きくなったら再就職」が39%であり、一時中断型の志向が強かった。

第3-1図 女子年齢階級別労働力人口比率

第3-1図 女子年齢階級別労働力人口比率



資料：総理府統計局「労働力調査」

しかし、実際に就労している女子の仕事継続意識を調査した労働省の調査では、「いつまでも勤めていたい」とするものが増え、「子ができるまで、結婚するまで」とするものは減り、両者は接近してきている(第3-4表)。今後、女子の高学歴化等によって育児期にも仕事を続ける女子が増加し、第3-1図のようなM字型から男性と同様の山型に近づくことが欧米諸国の例などからも、予想されるところであり、保育需要に影響を与えたと考えられる。

第3-4表 就労女子の仕事継続意識の変化

第3-4表 就労女子の仕事継続意識の変化

(単位：%)

区 分	年 次	昭和 46 年	49	52
いつまでも勤めていたい		18.9	20.2	25.1
子ができるまで、結婚するまで		36.2	29.4	25.9

資料：労働省 勤労者生活意識調査 (46年)

労働者福祉総合調査 (49年)

勤労者の職業生活に関する意識調査 (52年)

## 総論

### 第3章 社会的に援護を要する児童のための福祉施策

#### 第1節 保育をめぐる諸問題

#### 2 家庭,社会環境の変化と保育

保育所は,母親が就労している家庭等の保育に欠けている児童を受け入れるものであるが,家庭環境,社会環境の変化によって,保育所に期待する親の意識は変化してきている。

すなわち,第一に核家族化の進行等に伴い,家庭の養育機能が低下し,多くの母親が,しつけなど子供の養育についての不安を持ってきている。第二に都市化に伴い,住宅の狭あい化,遊び場の不足,事故の危険性の増大等,子供をめぐる生活環境が悪化してきている。第三に,地域における社会連帯の希薄化により遊びを中心とする近隣子供集団の形成が困難となり,協調性,連帯性,創造性等を学ぶ機会が地域から消えうせてしまった。更に幼児教育への関心が著しく増大していることも見逃せない。つまり,「保育に欠ける」ということが単に母親の就労といったことではなく,「子供の心身の発達にとって不可欠のものが何らかの原因によって与えられない場合」(46年中央児童福祉審議会答申)という意識に変ってきている。

こうして,保育所には,母親の就労保障の側面のみでなく,集団保育によって入所児童の福祉を積極的に図り,体と心の両面にわたる子供の全面的発達の保障を求める需要がでてきている。

49年の東京都「児童の養育状況調査」(第3-5表)によって,保育所に子供を預けたい理由をみると「集団生活に慣れさせたい」が45.0%にのぼり,「小学入学前の準備」8.7%と合わせると,過半数以上が保育所が児童の発達に果たす積極的機能を期待している。こうして,集団保育への需要はますます大きくなり,52年の厚生省「保育需要実態調査」(第3-2図)によると,児童の年齢が高くなるにつれて,集団保育が必要であるという母親の比率が高まり,3歳児で56.8%,4歳児では95.8%が「必要」とし,4歳児で「不要」とするものは,2.5%に過ぎなくなっている。

第3-5表 児童を保育所に預けたい理由

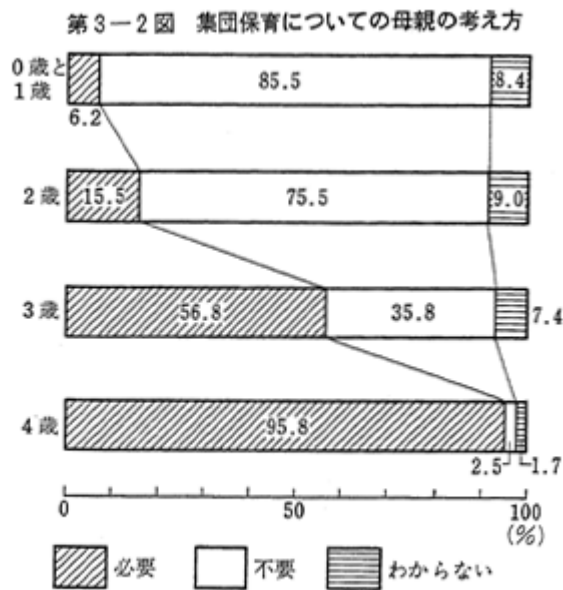
第3-5表 児童を保育所に預けたい理由

	人数(人)	割合(%)
養育担当者が働いている	534	55.7
養育担当者が病気	11	1.1
養育担当者がこれから働く	243	25.3
養育担当者が病人の看護をしている	20	2.1
養育担当者が出産する	29	2.9
現在預けているところの保育時間が短かかったり、一定していない	11	1.1
現在預けているところの保育費用が高い	22	2.3
近くに幼稚園がない	8	0.8
近所の子供が行っている、子供が行きたがっている	64	6.7
集団生活に慣れさせる	432	45.0
小学入学前の準備	83	8.7
その他	97	10.1
不明	4	0.4
総 数	959	

資料：東京都「児童の養育状況調査」(49年)

(注) 回答は複数(3つ)である。

第3-2図 集団保育についての母親の考え方



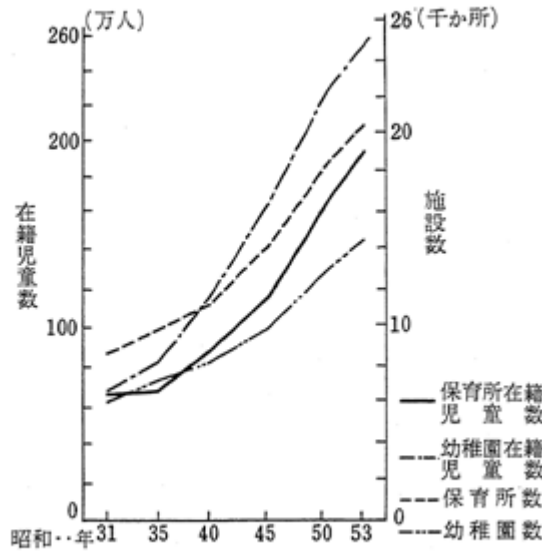
資料：厚生省児童家庭局「保育需要実態調査」(52年)

なお、このような意識を反映し、また、5~6歳児童の9割以上が保育所、幼稚園のいずれかに通所(園)するようになるなかで(第3-3図、第3-4図)、保育所、幼稚園の関連についての議論が行われている。

しかし、保育所は保育に欠ける児童のために保護者に代わって養護と教育を一体的に行うものであり、幼稚園とは対象児童の年齢、保育時間、入所(園)方法(措置と申込)、費用負担の方法など様々な相違がある。このように、目的、機能を異にする両者を単純に一元化することは児童福祉を推進する上で種々の問題がある。当面は、両者の地域偏在の是正を含む整備計画、教育・保育内容等について、両者の連携、調整を進めることによって総合的に児童の福祉を図っていくことが望まれる。

第3-3図 保育所、幼稚園施設数と在籍児童数

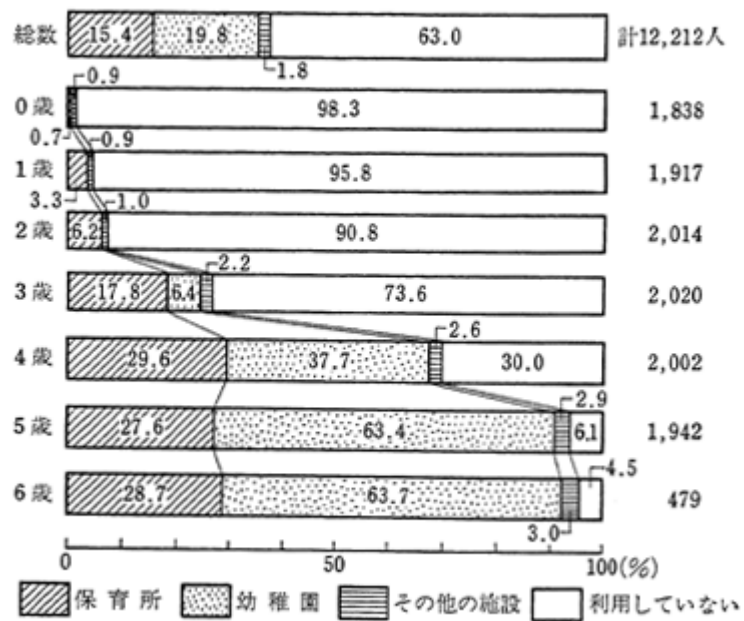
第3-3図 保育所、幼稚園施設数と在籍児童数



資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」、文部省「学校基本調査」

第3-4図 学齢前児童の保育所、幼稚園への年齢別通所状況

第3-4図 学齢前児童の保育所、幼稚園への年齢別通所状況



資料：厚生省児童家庭局「保育需要実態調査」(52年)

## 総論

### 第3章 社会的に援護を要する児童のための福祉施策

#### 第1節 保育をめぐる諸問題

##### 3 保育需要の多様化

これまで、婦人就労の動向や母親の意識の変化から保育需要全体の動きをみてきたところであるが、保育需要の内容としても多様化の動きがみられる。

第一は、乳児保育への要望が強まっていることである。出産後も仕事を継続したいとする婦人の意識が強まり、都市部を中心に0歳からの乳児保育需要が強まっている。乳児期は、母子の人間関係を基盤として基礎的な人格形成がなされる重要な時期であり、また、乳児は、疾病や事故に対する適応力も弱く、集団保育に困難な条件もあることから、児童の健全育成のためには、可能な限り、母親の手で育てられることが望ましいと考えられる。また、母親の意識としても自らの手で育てたいという考え方が強いことを考慮すると基本的には、乳児期の保育と仕事の継続を可能とする育児休業制度の普及定着化が重要であろう。48年の労働省「育児休業に関する意識調査」では、男女労働者の88%以上が育児休業制を「ぜひ必要」としており、本制度への親の期待は極めて強いといえる。育児休業制度の普及率は53年で6.6%であるが、今後一層の普及が望まれよう。

このようななかで、当面、乳児保育をどうしても必要とする乳児のために、十分な配慮のもとでの乳児保育を確保するよう、重点的な乳児保育特別対策が引き続き行われる必要がある。

第二は、長時間保育、夜間保育への需要である。長時間保育は、母親の就業時間や通勤時間、送り迎えの時間に基づくものであり、また夜間保育も母親の就業時間の変化に基づくものであるが、長時間の保育は、乳幼児の心身発達上、情緒不安定等の心理的問題や集中力や持久力等の機能低下などを引き起こし、児童の健全育成上問題がある。また夜間保育については、長時間保育以上に児童に与える悪影響が大きく、これらの拡大には慎重な検討が必要である。

第三は、事業所内保育の問題である。事業主が事業所内に保育施設を設け、従業員の子供の保育を行う事業所内保育所は年々増加してきているが、これらの施設についても児童の健全な発達を保障する意味で児童福祉法上の保育所と同様の処遇が確保されるよう適切な指導と助成が引き続き行われる必要がある。

既にみたように、保育をめぐる環境の変化は大きく、多面的な対応が必要である。

次代を担う児童の養育については、今後、家庭保育と集団保育、家庭と行政がそれぞれいかなる役割を果たすべきなのか、両者の協力のもとに、児童の健全育成をいかに図っていくのかについて十分な検討が必要である。

総論

第3章 社会的に援護を要する児童のための福祉施策

第2節 母子家庭と養護に欠ける児童

1 母子家族の問題

(1) 母子家庭の動向

母子世帯数は、53年で約39万4,000世帯であり、40年以降、増加傾向を示している(第3-6表)。

第3-6表 母子世帯数の推移

第3-6表 母子世帯数の推移

年次 区分	昭和30年	35	40	45	50	53
母子世帯数 (千世帯)	486	424	335	367	371	394
母子世帯/全世帯 (%)	2.6	1.9	1.3	1.2	1.1	1.1

資料：厚生省統計情報部「厚生行政基礎調査」

また、発生原因別にみると、離別が急速に増加してきている。いわゆる未婚の母も増加しているが、これは社会意識の変化等により顕在化してきたという側面も大きいと考えられる(第3-7表)。

第3-7表 発生原因別母子家庭の年次推移

第3-7表 発生原因別母子家庭の年次推移 (単位：%)

年次 区分	昭和36年	42	48	53					
離別	16.8	23.7	26.4	37.9					
行方不明・遺棄	3.7	3.9	4.9	3.9					
未婚の母	1.9	1.8	2.4	4.8					
死別	病死	56.2	57.3	48.1	38.2				
	事故死	77.1	6.8	68.1	9.1	61.9	13.8	49.9	11.7
	戦争死	14.1	1.7	—	—				
その他	0.5	2.5	4.5	3.6					

資料：厚生省児童家庭局「母子家庭実態調査」

(注) その他には未婚遺、長期拘束、不詳等が含まれる。



厚生白書(昭和54年版)

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

総論

第3章 社会的に援護を要する児童のための福祉施策

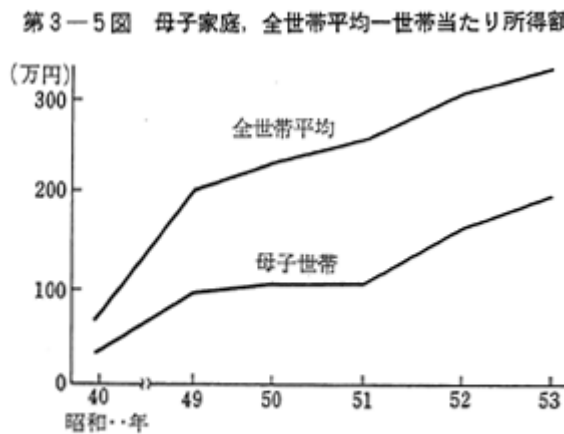
第2節 母子家庭と養護に欠ける児童

1 母子家族の問題

(2) 母子家庭への所得保障

母子家庭の所得は、53年度で192.6万円であり、前年度比20.7%の伸びを示している。同年度の全国世帯平均は336.0万円、前年度比8.7%増であり、両者の格差は、ここ1,2年の間に是正されている(第3-5図)。

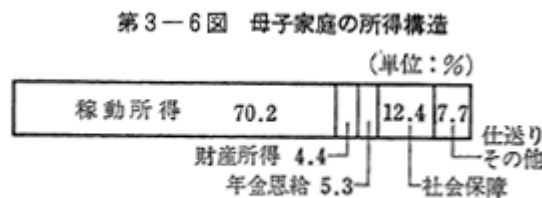
第3-5図 母子家庭,全世帯平均一世帯当たり所得額



資料：厚生省統計情報部「国民生活実態調査」

一方、所得構造をみた場合、稼働所得が70.2%で主要な収入となっており、年金、恩給が5.3%、児童扶養手当等の社会保障が12.4%である(第3-6図)。

第3-6図 母子家庭の所得構造



資料：厚生省統計情報部「国民生活実態調査」(53年)

母子家庭に対する所得保障としては、遺族年金、母子年金、母子福祉年金、児童扶養手当等があり、それぞれ支給額が改善されてきている(第3-8表、第3-9表)。

第3-8表 年金等の受給状況別母子寮入所世帯数

第3-8表 年金等の受給状況別母子寡入所世帯数

総数	国民年金		厚生年金	恩給等	児童扶養手当	その他	受給していない
	母子年金	その他					
5,775	336	36	303	27	4,524	186	525
(100%)	(5.8%)	(0.6%)	(5.2%)	(0.5%)	(78.3%)	(3.2%)	(9.1%)

資料：厚生省児童家庭局「養護児童等実態調査」(52年)

第3-9表 遺族年金(厚生年金保険),母子年金,母子福祉年金の受給者1人当たり支給年額及び児童扶養手当の1世帯当たり支給年額

第3-9表 遺族年金(厚生年金保険),母子年金,母子福祉年金の受給者1人当たり支給年額及び児童扶養手当の1世帯当たり支給年額  
(単位:円)

区分	年次		
	48	50	52
遺族年金(厚生年金保険)	246,312	350,304	472,283
母子年金	228,715	317,903	403,913
母子福祉年金	78,664	188,282	237,974
児童扶養手当	69,250	139,629	232,068

児童扶養手当については、厚生省児童家庭局調べ  
その他は、社会保険庁調べ

総論

第3章 社会的に援護を要する児童のための福祉施策

第2節 母子家庭と養護に欠ける児童

1 母子家族の問題

(3) 母親の安定的雇用の確保等

既にみたように、母子家庭の主要な収入は稼得収入であり、母親の就業率は85.2%と高率である(第3-10表)。

第3-10表 母子世帯の母の就業状況

第3-10表 母子世帯の母の就業状況

(単位：%)

仕事あり	85.2	自営業	13.6		
		常用勤労者	51.8	従業員1,000人以上の企業又は官庁	8.7
				30~999人	18.0
				29人以下	25.1
		臨時雇用者	4.4		
		日雇	2.8		
		その他	12.6		
なし	14.8				

資料：厚生省児童家庭局「全国母子世帯等調査」(53年)

そのうち、常用勤労者は51.8%であり、その他の不安定な就労形態も多い。今後、更に保育環境の充実、職業訓練による能力開発等によって就業条件の基本的整備を図るとともに、特定求職者雇用奨励金制度の活用などにより、母子家庭の母親に対する安定的雇用の確保を推進していくことが必要である。

その他、母子家庭に対しては、母子福祉貸付金を中心とする経済的自立援助、相談事業、母子寮等による生活指導、公営住宅の確保等の施策が進められており、引き続きこれら施策の充実が望まれる。

総論

第3章 社会的に援護を要する児童のための福祉施策

第2節 母子家庭と養護に欠ける児童

1 母子家族の問題

(4) 父子家庭の問題

父子家庭数は、40年で7万4,000、53年で7万6,000と大幅な変動はないが、最近、父子家庭をめぐる問題が注目されるようになってきている。これは、父子家庭の発生原因として母親の家出、蒸発が増え、社会的に関心を呼びやすくなったことや、社会環境、家庭環境の変化のなかで父親による子供の養育が都市部を中心として一層困難なものとなってきていることなどが背景となっていると思われる(第3-11表)。

第3-11表 母子、父子世帯になった理由

第3-11表 母子、父子世帯になった理由

(単位：%)

	総 数	死			生				そ の 他					不 明	
		別	病 気	交 通 事 故	そ の 他	離 婚	別 居	家 出	長 期 入 院	長 期 拘 禁	未 婚 の 母	そ の 他			
母子世帯	100 (352)	33.5	29.0	3.1	1.4	59.1	46.3	9.9	2.8	7.1	0.6	0.3	5.7	0.6	0.3
母子家	100 (195)	13.3	10.3	1.0	2.1	77.9	63.1	9.7	5.1	8.2	0.5	—	7.7	—	0.5
父子世帯	100 (74)	36.5	36.5	—	—	62.2	50.0	4.1	8.1	—	—	—	—	—	1.4

資料：東京都「母子・父子世帯生活実態調査」(53年)

父子家庭については、父親の就労による収入によって所得は母子世帯に比べて高く、経済的に困る世帯も少数であり、特別な所得保障対策は必要でないと思われる。むしろ、東京都の母子・父子世帯生活実態調査によると、父子家庭の最大の困難は子供の世話であり(第3-12表)、また、同調査で、父子家庭になって仕事上経験したことについては、「子供の世話で仕事に専念できなくなった」と、29.8%が答えている。父子家庭の子供の養育に対しては、従来から、乳児院、養護施設、保育所等を中心とした対応がとられているが、今後、父子家庭に対する家庭サービス等の施策の導入に関し、慎重な検討を進める必要がある。

第3-12表 母子、父子世帯になった当時困ったこと

第3—12表 母子、父子世帯になった当時困ったこと

(単位：%)

	経済的に困った	適当な就職先がなかった	住宅の問題で困った	相談相手がいなくて困った	借金の返済に困った	子供の世話をする人がいなくて困った	その他	困ったことなかった	不明
母子世帯	64.9	23.8	25.3	15.8	8.1	33.5	6.6	16.3	1.2
母子寮	84.6	27.2	68.2	6.7	11.8	38.5	6.2	3.6	—
父子世帯	16.9	4.0	8.4	14.2	8.0	60.4	11.6	24.0	0.4

資料：東京都「母子・父子世帯生活実態調査」(53年)

総論

第3章 社会的に援護を要する児童のための福祉施策

第2節 母子家庭と養護に欠ける児童

2 養護に欠ける児童

養護に欠ける児童とは、保護者がいないか、保護者があっても虐待、放任などの理由によって必要な監護を受けることができない等福祉が阻害されている児童のことをいう。

児童相談所における養護相談は毎年3万件以上にのぼり(第3-13表)、また、養護施設、乳児院の入所児童数もここ20年大きな変化はなく、養護問題には、依然として深刻なものがある(第3-14表)。

第3-13表 児童相談所における養護相談の処理件数

第3-13表 児童相談所における養護相談の処理件数(相談理由別)

(単位:%)

区分 年次	総数	棄児	家出 (失踪を 含む)	死亡	離婚	傷病 (入院を 含む)	家庭環境	その他
昭和46年	100 (32,534)	1.6	19.1	4.0	13.9	20.4	—	41.1
48	100 (32,368)	1.1	16.5	3.4	11.3	20.4	12.4	34.9
50	100 (31,261)	1.1	17.4	3.6	12.8	20.2	14.9	30.0
53	100 (30,211)	0.8	17.6	3.2	11.0	21.5	18.0	27.9

資料:厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

(注) ( )内は、相談処理件数である。

第3-14表 養護施設入所児童、乳児院入所児童、里親委託児童数

第3-14表 養護施設入所児童、乳児院入所児童、里親委託児童数

(単位:人)

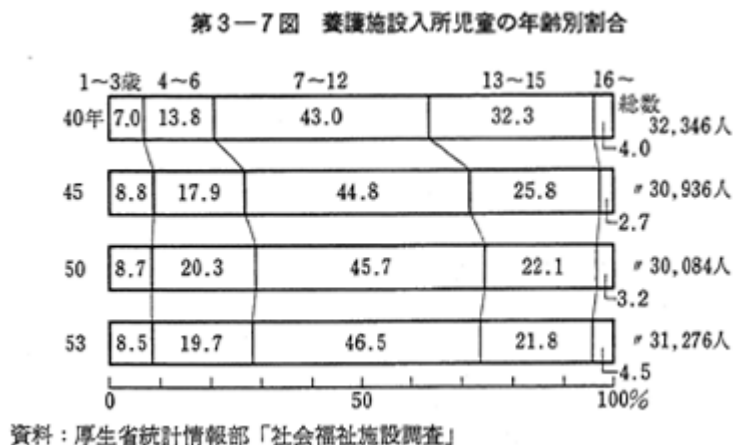
区分 年次	養護施設入所児童	乳児院入所児童	里親委託児童	計
昭和31年	31,992	2,800	9,348	44,140
35	35,212	3,123	8,737	47,072
40	32,346	3,188	6,909	42,443
45	30,933	3,331	4,729	38,993
50	30,084	3,292	3,851	37,227
53	32,248	3,335	3,434	39,017

資料:厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」及び「社会福祉行政業務報告」

養護相談の理由をみると、家出(失踪)、離婚、傷病などの理由は依然として多いが、保護者があっても虐待等の家庭環境によって適切な監護を受けられぬ児童が多くなっている。また、乳児院入所児童の増加、養護施設

入所児童の年齢低下(第3-7図)に現われるように,養護児童が幼児化していることも注目される。

第3-7図 養護施設入所児童の年齢別割合



養護施設に入所した児童について養護問題発生理由を第3-15表でみると,両親の行方不明が36年の18.0%から28.7%に急増しており,とりわけ母親の行方不明の増加が注目される。また,両親の離別も45年では減ったものの最近増加し,19.6%となっている。これは一面で親の養育意識の低下の現われとみることもしるが,全社協養護施設協議会「養護施設児童の人権に関する調査報告(54年)」によれば,このような行方不明,離別といった家庭崩壊のうち父母の暴力・暴行によるもの(父の酒乱のケースが多く,大部分が子供も暴行を受けている。)が相当数にのぼることが推測される。精神障害や薬物中毒等による虐待等を含め,養護施設在籍児の43.8%が家庭において人権侵害を受けているということになる(第3-16表)。

第3-15表 養護施設入所の理由



第3-15表 養護施設入所の理由

(単位：%)

	36年調査	45年調査	52年調査
総 数	100.0	100.0	100.0
両 親 の 死 亡	21.5	13.1	10.9
両 親 の 行 方 不 明	18.0	27.5	28.7
父	—	6.5	4.8
母	—	15.1	18.0
父 母	—	5.9	5.9
両 親 の 離 別	17.4	14.8	19.6
棄 児	5.0	1.6	1.3
父(母)の長期拘禁	4.3	3.0	3.7
父(母)の長期入院	16.2	15.7	17.9
父母ともに就労のため	3.3	1.8	1.0
虐 待 ・ 酷 使	0.4	2.5	2.4
放 任 ・ 怠 惰	5.7	4.7	4.5
父(母)の精神障害		5.6	5.1
そ の 他	8.1	9.8	9.9

資料：厚生省児童家庭局  
 36年「児童福祉施設等措置児童実態調査」  
 45年、52年「養護児童等実態調査」

第3-16表 養護施設在籍児の人権侵害ケース

第3-16表 養護施設在籍児の人権侵害ケース

事 例	該当家庭数	対象児童数
父又は母の直接的暴力・暴行等による家庭崩壊	277ケース (1.2)%	397人 (2.3)%
父又は母の暴力・暴行等に起因する家庭崩壊	775 (3.4)	1,204 (7.1)
父又は母の放任・過干渉等過度な状況による虐待	612 (2.7)	872 (5.1)
父又は母の精神障害、薬害(覚醒剤等)による虐待	355 (1.6)	462 (2.7)
父母、養父母、継父母、同居、同棲者等による性行為的暴行	120 (0.5)	154 (0.9)
その他、児童の人権侵害と思われるもの	1,076 (4.8)	4,371 (25.7)
小 計	3,215 (14.2)	7,460 (43.8)
回 答 総 数	22,583 (100.0)	17,013 (100.0)

資料：全社協養護施設協議会「養護施設児童の人権侵害に関する調査報告」(54年)

養護問題は家庭の崩壊、養育意識の低下等を色濃く反映したものであり、父母の“親”としての自覚と責任が求められるが、児童が両親のもとで、のびやかに成長できるよう、核家族化や都市化の進行に伴ってせい弱となってきた家庭基盤を支えるための多方面にわたる施策の検討が必要であろう。

厚生白書(昭和54年版)

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 総論

### 第3章 社会的に援護を要する児童のための福祉施策

#### 第3節 心身障害児の福祉

##### 1 心身障害児の実態

心身障害の発生は、児童にとってはもちろん、家庭にとってもその負担は大きく、社会全体で援護をしなければならない問題である。

我が国の精神薄弱児(18歳未満)は170,000人(46年精神薄弱者実態調査)身体障害児(18歳未満)は111,100人(45年身体障害者実態調査)重症心身障害児(者)は、17,000人(45年身体障害者実態調査)となっている。

発生原因をみると身体障害児では先天異常が39.6%、感染症を含む疾患が41.5%、交通事故を含む事故が7.0%となっている。精神薄弱児(者)については、41年の調査になるが、それによると、脳性麻痺等の先天性のもの46.0%、後天性のもの18.9%、不明35.1%となっている。先天性のものについては、医学的にも不明の点が多く、その研究の進展が望まれるが、それとともに、早期発見、早期療育体制の整備が重要な課題となっている。

総論

第3章 社会的に援護を要する児童のための福祉施策

第3節 心身障害児の福祉

2 発生予防と早期発見,早期治療

障害発生原因については,まだ不明な点も多いが,従来からの研究に加え,46年度から心身障害児の発生原因,予防,早期発見,治療及び療育に関する総合的な研究が開始され,54年には予算規模も5億4,000万円に拡大されており,その研究進展が期待されている。

また,障害の早期発見に関しては,52年度から3歳児に加え1歳6か月児の健康診断が実施されるとともに,放置すれば,精神薄弱の原因となる先天性代謝異常症に対するマス・スクリーニング検査事業が公費負担で開始され,54年には,更にクレチン症のマス・スクリーニング検査事業が予算化されるなど,制度的な充実が急速に進んでいる。

更に,育成医療の給付,先天性代謝異常症に対する小児慢性特定疾患対策などの早期治療対策の整備も進められており,その実施状況は 第3-17表及び第3-18表のとおりである。

第3-17表 先天性代謝異常検査事業実施件数

第3-17表 先天性代謝異常検査事業実施件数

実施年度	検査件数 (受診者数)	1 か月平均	再検査件数	1か月平均	患者数	1か月平均
	件	件	件	件	人	人
52	510,991	42,583	6,158	513	53	4.4
53	1,360,915	113,410	10,822	902	213	17.8
計	1,871,906	77,996	16,980	708	266	11.1

厚生省児童家庭局調べ

第3-18表 患者発見率(の266名の内訳)

第3—18表 患者発見率(第3—17表の266名の内訳)

	52年度		53年度		52年度53年度計	
	発見患者数	発見率	発見患者数	発見率	発見患者数	発見率
フェニールケトン尿症	6	1/85,200	20	1/68,000	26	1/72,000
楓糖尿症	0	—	5	1/272,200	5	1/374,400
ヒスチジン血症	36	1/14,200	155	1/8,800	191	1/9,800
ホモシスチン尿症	0	—	13	1/104,700	13	1/144,000
ガラクトース血症	3	1/170,000	9	1/151,200	12	1/156,000
その他の	8	1/63,900	11	1/123,700	19	1/98,500
高メチオニン血症	7	1/73,000	2	1/680,500	9	1/208,000
高フェニールアラニン血症	1	1/511,000	2	1/680,500	3	1/624,000
チロシン血症	0	—	5	1/272,200	5	1/374,400
シトロリン血症	0	—	1	1/1,360,900	1	1/1,871,900
脂質代謝異常症	0	—	1	1/1,360,900	1	1/1,871,900
計	53	1/9,600	213	1/6,400	266	1/7,000

厚生省児童家庭局調べ

## 総論

## 第3章 社会的に援護を要する児童のための福祉施策

## 第3節 心身障害児の福祉

## 3 施設サービス

心身障害児のための施設整備は、着実に進められてきており、特に需要の高い重症心身障害児施設は重点的な整備が進められて、53年には、48施設、定員5,169人にまで拡充されている(第3-19表)。

第3-19表 精神薄弱児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設の施設数、定員数の推移

区分	年次			
	昭和40年	45	50	53
精神薄弱児施設	219 15,124	315 23,582	349 27,022	352 26,182
肢体不自由児施設	62 6,946	75 8,603	77 9,660	77 9,613
重症心身障害児施設	3 368	25 2,922	39 4,359	48 5,169

資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

(注) 上段は施設数、下段は定員数である。

施設の量的整備は、今後とも需要を適正に反映した拡充策が必要であろうが、量的には一定水準に達し、また、在宅ケアの重要性が認識され、在宅サービスが拡大されつつあるなかで、施設サービスの在り方も再検討されるべき時期にきていると言えよう。今後は、後に述べるように障害の治療、軽減のための専門的機能の拡大、入所者の重度化に伴う看護力強化、居住条件整備等の拡充を進めるとともに在宅サービスや就業対策との有機的連携が必要となってくると考えられる。

## 総論

## 第3章 社会的に援護を要する児童のための福祉施策

## 第3節 心身障害児の福祉

## 4 在宅サービス

心身障害児にとって、両親、兄弟姉妹の暖かいひ護のもとに、地域社会のなかで、成長していくことが、自然の望ましい姿であるが、心身障害児をもつ家庭の負担は大きいものであり、在宅療育を可能にするためには、多様な援助が必要である。

現在、特別児童扶養手当等の経済的保障、通所・通園施設の整備ホームヘルパー制度の充実、日常生活用具の支給、相談事業の拡充など各種の対策がとられているが(第3-20表)、今後、その一層の推進が望まれる。

第3-20表 通園施設の整備状況

第3-20表 通園施設の整備状況				
区分 \ 年次	昭和40年	45	50	53
精神薄弱児 通園施設	56 2,440	96 3,930	175 6,659	206 7,854
肢体不自由児 通園施設	— —	13 530	39 1,625	51 2,145

資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

(注) 上段は施設数、下段は定員数である。

また、心身障害児が社会生活を円滑に送れるような生活環境の形成も重要であり、障害者福祉都市推進事業をはじめとする積極的な生活環境整備を図らなければならない。

同時に、これらの経済的、物的条件整備とともに、社会が心身障害児に対する理解を深め、心身障害児を社会の構成員として受け入れていくことが心身障害児の真の福祉確立のために不可欠のものであろう。

総論

第3章 社会的に援護を要する児童のための福祉施策

第3節 心身障害児の福祉

5 心身障害児の教育と保育

心身障害児の人間形成の上で、教育の果たす役割は極めて重要である。心身障害児の就学率は年々高まり児童福祉施設入所児の90%以上が就学している(第3-21表)。また、54年度から養護学校教育が義務化され、就学免除者、就学猶予者数が、53年の約3分の1程度に減るなど心身障害児をめぐる教育環境整備が進んでいる(第3-22表)。

第3-21表 児童福祉施設における就学率

第3-21表 児童福祉施設における就学率 (単位: %)

区分	年次	昭和48年	51	53
精神薄弱児施設		68.5	83.8	90.9
盲・ろうあ児施設		96.7	98.0	97.2
肢体不自由児施設		96.6	98.9	98.7
重症心身障害児施設		—	36.4	38.6

厚生省児童家庭局調べ

第3-22表 就学免除者数、就学猶予者数の年次推移

第3-22表 就学免除者数、就学猶予者数の年次推移

(単位: 人)

区分 年次	計	就学免除者数			就学猶予者数		
		小計	学齢児童 (6~11歳)	学齢生徒 (12~14歳)	小計	学齢児童 (6~11歳)	学齢生徒 (12~14歳)
昭和30年	32,630	6,423	4,241	2,187	26,202	23,697	2,505
35	26,998	9,187	6,786	2,401	17,811	16,208	1,603
40	22,383	9,685	6,182	3,503	12,698	11,216	1,482
45	21,283	9,770	6,502	3,268	11,513	9,811	1,702
50	13,088	5,584	3,262	2,322	7,504	5,726	1,778
53	9,868	3,612	2,040	1,572	6,256	4,752	1,504
54	3,367	963	544	419	2,404	1,748	656

資料: 文部省「学校基本調査」

また、近年、障害の種類と程度によっては心身障害児と一般児童を、共に保育することが、心身障害児の発達を促進し、一般児童にとっても心身障害児との触れ合いの中で福祉の心が育てられ、人間的成長の可能性が生まれるとの認識から心身障害児保育への要請が高まっている。一般保育所への心身障害児受け入れは各種の困難を伴うが、現在では、保育に欠ける心身障害児であって、その障害の程度が集団保育、通所可能の中程度までのもの(特別児童扶養手当の支給対象障害児)を対象として、心身障害児保育事業が実施されて



厚生白書(昭和54年版)

おり,今後ともその推進が望まれる。

---

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

総論

第3章 社会的に援護を要する児童のための福祉施策

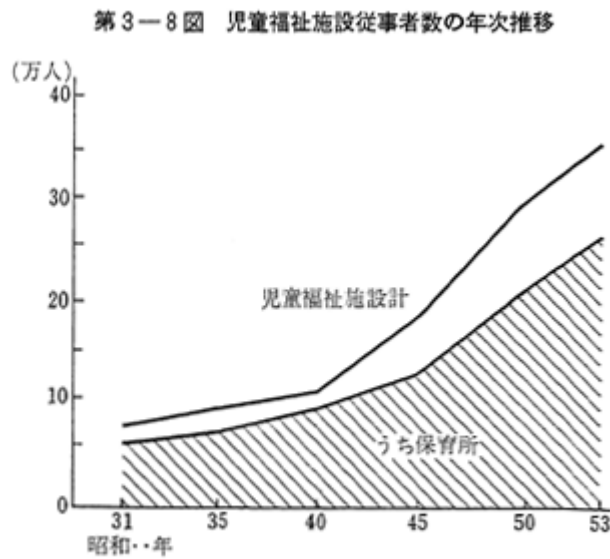
第4節 社会的に援護を要する児童をめぐるその他の問題

1 施設における処遇技術の向上と職員の資質の向上

社会的に援護を要する児童に対する対策は、まず施設へ収容することを中心とし、その後在宅対策への傾斜を強めてきたところであるが、依然として施設収容の果たす役割は少なくない。

これまでの施設対策を振り返ってみると、40年代までは施設の絶対数の不足と、職員の絶対数の不足が最大の課題であった。しかしながら、40年代後半からの施設整備計画や職員の待遇改善計画によって施設職員の絶対数の確保という一応の目標は達してきたと言えよう(第3-8図)。

第3-8図 児童福祉施設従事者数の年次推移



資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

このため、今後の施設対策としては、処遇技術の向上と職員の資質の向上が大きな柱となっていくと考えられる。

第一の処遇技術の向上については、施設の量的拡大の時代においては、何よりもまず施設に収容し、ケアをすることに主眼が置かれた。しかし、既に職員の配置等の条件の整ってきた今日においては、施設本来の機能にたち戻ってより良き処遇を目指した施設の質的向上が必要となってきた。幸い多くの実践の場があるわけであるので、どのように処遇をするのが最も児童の可能性を伸ばすのか、例えばリハビリテーションや保育について科学的、学問的研究を現場の積み上げとしてまとめていくことが望まれよう。

第二の職員の資質の向上についても同様の観点にたつものである。

児童福祉施設に働く職員数は、施設数の増加と職員配置基準の拡大によって逐年増加してきており、53年では、保育所で256,251人、その他の施設で94,506人、合計357,757人となっている。これらの過半を占める保育母については、既に量的な不足は解消されてきており、これからは職員の適正な配置について引き続き検討

厚生白書(昭和54年版)

を行うとともに、処遇技術の向上に対応し得るよう、職員の資質の向上に十分な配慮が払われる必要がある。

---

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 総論

### 第3章 社会的に援護を要する児童のための福祉施策

#### 第4節 社会的に援護を要する児童をめぐるその他の問題

##### 2 施設対策と在宅対策との統合化

---

施設対策から在宅対策へという施策の流れのなかで施設のもっているもう一つの課題は、施設機能の地域社会への開放を推進すること等によって、施設対策と在宅対策の統合化を図ることである。

それは、施設側からの需要でもあるし、また在宅者側からの需要であると言えよう。

すなわち、施設の運営を考えてみても施設は地域社会からの暖かい協力が必要であり、地域から孤立したものであってはならないし、また、入所者の円滑な社会復帰のためにも地域社会にとけこんだ施設であることが必要である。一方、在宅者からみても、在宅者の悩みの一つは専門的な療育に関する知識技術をどこに求めるかというところにあるわけで、施設のもつ専門的機能を利用できるよう今後検討を進めていく必要がある。

---

総論

第3章 社会的に援護を要する児童のための福祉施策

第4節 社会的に援護を要する児童をめぐるその他の問題

3 ボランティア活動

ボランティア活動は、社会連帯の精神を基調とした地域住民の自発的な活動として、その体験を通して福祉への理解を深める上で重要な役割を果たし、いわゆるコミュニティーケアの推進には不可欠のものである。

52年、総理府の「社会福祉に関する世論調査」によると、身体障害者や老人に対して「なんとかしてあげたいと思う」ものがそれぞれ76%、78%となっており、奉仕意識には強いものがある(第3-23表)。しかし、実際にボランティア活動を現在しているものは6%に過ぎず、一度もしたことのないものが84%と多数を占めており、ボランティア活動は、まだ十分に日本の社会には根づいたものとはなっていない(第3-24表、第3-25表)。

第3-23表 身体障害者、ひとりぐらし老人、寝たきり老人に対する奉仕意識

第3-23表 身体障害者、ひとりぐらし老人、寝たきり老人に対する奉仕意識  
(単位：%)

	なんとかしてあげたいと思う	別にそうは思わない	わからない	計
身体障害者に対して	76	9	15	100 (2,442人)
ひとりぐらし老人、寝たきり老人に対して	78	8	14	100 (2,442人)

資料：内閣総理大臣官房広報室「社会福祉に関する世論調査」(52年3月)

第3-24表 ボランティア活動の経験

第3-24表 ボランティア活動の経験  
(単位：%)

	現在活動している	過去に活動したことがある	現在も過去もない	計
総数	6	10	84	100 (2,442人)
男	8	11	81	100 (1,090人)
女	4	9	87	100 (1,352人)

資料：内閣総理大臣官房広報室「社会福祉に関する世論調査」(52年3月)

第3-25表 現在ボランティア活動をしている人の活動内容

第3-25表 現在ボランティア活動をしている人の活動内容

(単位：%)

	老人ホーム・保育所などの施設での活動	老人家庭・母子家庭に対する活動	地域青少年・グループ・子供会での活動	災害にあって困窮している人への活動	盲人のたのしみ(音読を含む)の活動	不良化防止のための活動	赤い羽根共同募金の活動	その他	回答者数
総数	27.9	11.0	36.8	22.1	0.7	18.4	33.1	16.9	136人
男	22.2	11.1	43.2	23.5	1.2	23.5	25.9	18.5	81人
女	36.4	10.9	27.3	20.0	—	10.9	43.6	14.5	55人

資料：内閣総理大臣官房広報室「社会福祉に関する世論調査」(52年3月)

(注) 複数回答である。

ボランティア活動をしたことがない理由としては、「仕事が忙しいから(暇がないから)」とするものが43%と主要なものであり、次いで、「ボランティア活動そのものの存在を知らない」、「ボランティア活動の内容がわからない」と続いている。ボランティア活動についての啓もうがまだ必要なことをうかがわせる(第3-26表)。

第3-26表 ボランティア活動をしたことがない理由

第3-26表 ボランティア活動をしたことがない理由

(単位：%)

	仕事が忙しいから(暇がないから)	健康上(年をとって)出て来ない	ボランティア活動そのものの存在を知らない	ボランティア活動の内容がわからない	自分がやらなくても他の人がやっている	その他	ただなんとなく	回答者数
総数	43	8	19	14	6	11	14	2,063人
男	50	8	17	13	6	9	12	885人
女	38	8	21	16	6	12	15	1,178人

資料：内閣総理大臣官房広報室「社会福祉に関する世論調査」(52年3月)

(注) 複数回答である。

ボランティア活動は、あくまで、自主的な発意に基づくものであるが、連絡調整機能、施設側の受け入れ体制づくり、啓もう活動など行政側の果たす役割も重要であり、市民との相互の協力の下にボランティア活動の発展を図っていく必要がある。